

全国老施協発第 2848 号

令和 2 年 2 月 18 日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 平 石 朗

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

平素より、全国老施協にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月から新型コロナウイルスによる感染症が中国を中心に発生しており、国内でも患者が発生し増加傾向にあります。

このことに関し、介護施設内における感染の予防に係る留意事項、政府に対する対応策の要請と政府の示す措置、および全国老施協の行う研修等の事業の運営における留意事項について下記のとおり整理いたしましたのでお伝えします。

記

1. 介護施設内における感染の予防に係る留意事項

介護施設内において利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染することを予防するための対策の考え方は、基本的にはインフルエンザ感染予防策に準じるものとなります。このため、これまで厚生労働省より発出されてきたインフルエンザ感染予防策に係る通知等を改めてご参照をお願いいたします。

(ホームページ掲載箇所)

[全国老施協 HOME](#) > [行政資料](#) > [厚生労働省資料](#) > [法令・告示・通達等](#) >

[令和2年2月18日【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について](#)

特に施設内の環境については、①加湿器等による空気の加湿、②手すりなど人の手の

触れる場所の除菌などを図るとともに、③体調を崩した利用者については医療機関の早期受診を徹底されるようお願いいたします。また、各施設の判断により、必要に応じて、外来者の入室制限等を行うなどの方法も考えられます。

また、職員に対しては、①マスクの着用・咳エチケット、②うがい・手洗い、③人混みを避ける、④体調管理の徹底を図るとともに、⑤体調を崩した職員については医療機関の早期受診を徹底し体調を崩したまま無理な勤務をすることのないようご指導をお願いいたします。

2. 政府に対する対応策の要請

新型コロナウイルス感染症が広がることが懸念されることに関して、全国老協としての政府（厚生労働省老健局長）に対する要請事項（次の4点）を取りまとめ、令和2年2月17日付の要請書（[別紙参照](#)）として厚生労働省老健局高齢者支援課長に直接手交し、その趣旨を説明して要請を行いました。

- ① 感染症にかかる備品の確保
- ② 職員の勤務制限があった場合の配置基準の弾力的取り扱い
- ③ 職員の出勤時間調整があった場合の配置基準の弾力的取り扱い
- ④ 協力医療機関の受入停止となった場合の他の医療機関での弾力的対応

3. 政府の示す対応策

政府においては、令和2年2月16日に第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、対策に係る検討が進められるところですが、現在のところ次のような対応策が示されています（[上記ホームページ掲載箇所参照](#)）。

- (1) 令和2年2月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を踏まえた対応について」

新型コロナウイルス感染症などに感染したものと疑われる場合の帰国者・接触者相談センターや医療機関を受診する場合の留意事項等について示されています。

- (2) 令和2年2月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、介護事業所の運営基準を一時的に満たせなくなった場合の取扱いについて台風19号の場合の取扱いに準じることとする旨が示されています。

(3) 令和2年2月17日付け事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」
介護事業所の入所者・利用者のサービス提供のために職員の確保が困難な施設がある場合の他施設からの職員の応援についての要請が示されています。この文書の趣旨について厚生労働省に確認したところ、新型コロナウイルス感染が入所者・利用者や職員に広がったために職員の確保が困難となった施設に対して応援を行うという趣旨ではなく、新型コロナウイルス感染症やそれが疑われる感染症の広がりを予防するために、感染していない入所者・利用者を他施設に移すことになった場合に、その他施設に対して職員の応援ができないかという趣旨であるとのこと。

(4) そのほか内閣官房・厚生労働省から次のような資料が示されていますので参考としてください。

① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

② 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

4. 全国老施協の行う研修等の事業の運営における留意事項

全国老施協が、多数の会員等を参集して行う研修や行事等の事業において、参加者が新型コロナウイルス感染症に感染することを予防するための対策については、当面、次の考え方によって対応することといたします。

(1) 参集する予定の地域・人数・時間・時期や、今後の感染の推移の予想などから、感染の広がりの危険性があるものと判断される場合は、延期または中止いたします。

(2) 参集する予定の地域・人数・時間・時期や、今後の感染の推移の予想などから、感染の広がりの危険性が比較的高くないと見込まれる場合は、次のことを徹底することを条件として予定通り、または期間の縮小や会場の変更等の上で実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日、政令により指定感染症及び検疫感染症に指定する感染症と見なされることとなりました。このため、罹患者は全国老施協の研修会や行事等の参加を禁止します。

①マスクの着用・咳エチケット、②うがい・手洗い、③人混みを避ける、④体調管理、⑤発熱・咳等の症状のある場合をはじめ体調を崩した職員については医療機関の早期受診を徹底し参加を控えること、⑥参加するかどうかは各参加予定者の任意で判断可能とし参加を強制しないこと

(3) (1) または (2) のいずれの対応とすべきかの判断は、運営等の担当者、参加予定者等の意見を踏まえて、当該事業を担当する業務執行理事が行います。

[担当]

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

事務局長 (北村) 参事・事業部長 (村上)

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 階

T E L 03-5211-7700 F A X 03-5211-7705

E-mail : js.jimukyoku@roushikyo.or.jp